

学振交第492号
令和2年12月11日

各大学等研究機関代表者 各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員（欧米短期）、外国人招へい研究者）採用者への特例措置（来日期限延長）について（通知）

平素より本会事業にご協力いただきありがとうございます。

標記事業につき、令和2(2020)年度採用者(令和元(2019)年度採用者のうち、令和2(2020)年度に来日期限の延長を行った者を含む)は、令和2(2020)年度(2020/4/1～2021/3/31)に来日する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響により、採用者の多くが入国の目処が立っていないことを鑑み、特例として令和3(2021)年度(2021/4/1～2022/3/31)に採用開始することを可能とする措置を講じることとしました。

については、下記をご確認の上、当該措置の適用を希望する場合は、期日までに必要書類をご提出ください。

なお、採用通知時に発行した Award Letter 及び経費負担証明書の再発行は行いません。在留資格申請の手続きは、発行済みの Award Letter 及び経費負担証明書と別添「来日期限の延長について」とで行ってください。

記

1. 対象プログラム

入国制限緩和の対象外となり得る比較的短期間の以下のプログラムを対象とする。

- ・外国人特別研究員（欧米短期）〈採用期間1ヶ月以上12ヶ月以内〉
- ・外国人招へい研究者（長期）〈採用期間2ヶ月以上10ヶ月以内〉
- ・外国人招へい研究者（短期）〈採用期間14日以上60日以内〉
- ・外国人招へい研究者（短期S）〈採用期間7日以上30日以内〉

2. 採用開始（来日）期限

採用開始（来日）期限を1年延長し、令和4(2022)年3月31日までとする。

3. 申請方法

受入研究機関より、メール添付にて下記書類を提出してください。

◆外国人特別研究員（欧米短期）

- ・採用期間開始・初回金受領方法通知書（特例措置用）（別添）

◆外国人招へい研究者（長期・短期・短期S）

- ・様式5 変更承認申請書（開始日変更）

<https://www.jsps.go.jp/j-inv/yoshiki.html>

4. 申請締切

令和3(2021)年2月26日（金）

※締切時点で採用開始日が未定の場合でも、一旦その時点の見込みの日付でご作成ください。

5. 提出先

- ・外国人特別研究員（欧米短期）：postdoc-short@jsps.go.jp
- ・外国人招へい研究者（長期・短期・短期S）：invitation@jsps.go.jp

以上